
公益財団法人東京エムオウユウ事務局役員及び評議員の報酬等に関する規程

制定：平成 24 年 3 月 30 日 規程第 1 号

改正：平成 25 年 6 月 20 日 規程第 1 号

平成 28 年 3 月 18 日 規程第 1 号

令和 8 年 3 月 30 日 規程第 4 号

(総則)

第 1 条 公益財団法人東京エムオウユウ事務局（以下「事務局」という。）の定款第 15 条及び第 30 条に基づき役員及び評議員に対する報酬等については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 23 条に基づき理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(常勤役員)

第 3 条 理事長及び専務理事は常勤とすることができる。

(報酬等の種類)

第 4 条 常勤役員には、報酬、通勤手当及び退職慰労金を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員には、報酬及び退職慰労金を支給することができる。
- 3 前 2 項の退職慰労金の額及び運用に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(報酬の区分)

第 5 条 常勤役員の報酬は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年を単位とした年俸制とし、別表 1 「常勤役員報酬基準表」により支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤役員の報酬は、その者の実務実績、事務局の事業実績等に応じ、前項の規定による年俸額の 100 分の 15 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 各常勤役員の報酬額は、評議員会において定める。
- 4 非常勤役員の報酬は、次の区分により支給する。
 - (1) 非常勤理事の報酬は、別表 2 「非常勤理事報酬基準表」により支給する。
 - (2) 非常勤監事の報酬は、別表 3 「非常勤監事報酬基準表」により支給する。
- 5 評議員の報酬は、別表 4 「評議員報酬基準表」により支給する。

(通勤手当)

第 6 条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は、理事長が別に定めるところにより支給する。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第 7 条 常勤役員の報酬は、毎月 25 日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）に第 5 条第 3 項で定められた額を 12 で除して得た額（以下「月額報酬」という。）を支給する。

2 役員及び評議員の報酬は、法令又は本人の希望に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除してその残額を現金で本人に支給する。ただし、本人の希望によりその者に支給すべき金額の全部又は一部をその者の預金への振込みによって支払うことができる。

(新たに常勤役員となった者の月額報酬)

第8条 月の途中で常勤役員に就任した場合及び報酬額に変更があった場合は、当該月については月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(常勤役員でなくなった者の月額報酬)

第9条 常勤役員が次の各号の一に該当するときは、その月に支給する月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(1) 辞任又は任期満了により退任したとき

(2) 解任されたとき

2 常勤役員が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(常勤役員の月額報酬の支給定日の特例)

第10条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(日割計算の方法)

第11条 この規程に定める報酬の日割計算方法は、月額報酬を1年間における1月平均所定労働日数(小数点以下第1位未満切捨)で除した額に、支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から支給を停止するまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じることにより行うものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附 則

この規程は、事務局の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員報酬基準表

区分	年俸額
理事長	17,500,000円
専務理事	14,000,000円
上記以外の常勤理事	評議員会が定める額

別表2 非常勤理事報酬基準表

区分	報酬額
非常勤の理事長又は専務理事	勤務形態に応じ評議員会が定める額
上記以外の非常勤理事	理事会等出席の都度 10,000円（源泉徴収税を除く。）

別表3 非常勤監事報酬基準表

区分	報酬額
理事会等出席の都度	10,000円（源泉徴収税を除く。）
監査報告書の作成	35,000円（源泉徴収税を除く。）

別表4 評議員報酬基準表

区分	報酬額
評議員会等出席の都度	10,000円（源泉徴収税を除く。）